

告知 新型コロナウイルスワクチンの接種（予定）

新型コロナウイルスワクチン接種の実施は、医療従事者への優先接種が開始されましたが、ワクチンの供給見込みが不透明であり、65歳以上の方のワクチン接種は5月以降になる予定です。

ワクチンの供給体制によりますが、ワクチン接種は優先順位を定めて実施します。

現時点のワクチン接種のスケジュールは以下のとおりです。

①ワクチン接種券（クーポン券）の発送

- ・4月下旬以降 65歳以上の方
- ・6月以降 65歳未満の方

②ワクチン接種時期

- ・5月中旬以降 65歳以上の方
- ・6月以降順次 65歳未満の方で基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従業員の方、65歳未満の方

③接種会場

- ・総合福祉センター「しゃるる」
- ・農村環境改善センター
- ・南部公民館

※接種の開始日などの詳細は5月町広報でお知らせします。

【問い合わせ】 町総務課新型コロナウイルス対策室 ☎ 76-7065

対策 新型コロナウイルス感染症対策

感染予防対策として、「新北海道スタイル」の徹底をお願いします。

4月は人の移動や、歓迎会といった会食などの機会が増加します。ワクチンの優先接種が始まるなか、感染の再拡大を防止するため、下記の場合での感染防止行動の徹底をお願いします。

○入学式・入社式

人と人との間隔を十分に確保するなど、適切な開催方法を検討する。

○歓迎会

飲食につながる場合は実施を控える。

○入学・着任

引っ越し時期を分散するため、着任日は柔軟に対応し、体調管理を徹底する。



【問い合わせ】 町総務課新型コロナウイルス対策室 ☎ 76-7065

なくそうコロナ差別

- 感染された方やご家族、職場の知人などに対する誹謗中傷や嫌がらせ、不当な扱いなどの差別的な対応をされないようお願いします。
- 憶測やデマを拡散せず、正確な情報に基づいて、人権に配慮した冷静な行動をとってください。

全国市町村で初 ケアラー支援条例制定



第3回町議会定例会での条例可決の様子（3月16日）

平成12年に介護保険制度がスタートし、介護を必要とする方は、安心して暮らしていくためのサービスを受けられるようになりました。

しかし、その一方で、在宅介護をする家族（ケアラー）は、先の見えない介護の中で、心身の健康や社会的孤立、離職、虐待など、さまざまな困難に直面しています。また、近年では女性の晩婚化に伴い、若年層のケアラーも増加していますが、ケアラーへの社会的支援に向けた法整備がされていない状況にあります。

平成27年9月に実施したケアラー実態調査では、町内全世帯のうち約960世帯にケアラーが存在し、そのうち60%が病気などの体調不良を訴えています。

これらの現状を踏まえ、町として、社会福祉協議会との連携によるケアラー支援活動、また、将来にわたり誰もが安心して介護や看護ができる地域づくりを目指すため、ケアラー支援のための条例を新たに制定しました。条例の施行日は令和3年4月1日です。

国内では、昨年3月に埼玉県議会が国内で初めて制定しており、市町村では全国で初となります。

ケアラー支援条例の概要

目的（第1条）

ケアラー支援の基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者、関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す。

定義（第2条）

ケアラーとは
高齢、身体上又は精神上的の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

基本理念（第3条）

- ・ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。
- ・ケアラー支援は、町、町民、事業者、関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、

ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

町の責務（第4条）

- ・ケアラー支援に関する施策の実施
- ・町民参加の機会を提供

町民・事業者の役割（第5・6条）

- ・ケアラー支援の必要性の理解
- ・町の施策への協力
- ・従業員の勤務の配慮・支援

関係機関の役割（第7条）

- ・町の施策への協力
- ・ケアラーの意向を尊重、健康状態生活環境等を確認、支援の必要性の把握

推進計画（第8条）

- ・ケアラー支援に関する基本方針
- ・ケアラー支援に関する具体的施策

ケアラー支援推進協議会の設置（第9条）

- ・計画の策定、見直し
- ・各施策の評価